

備考	表中の「」の記載は注記である。
附 則	この告示は、公布の日から施行する。
出入國在留管理庁告示第四号	出入國管理及び難民認定法施行規則（昭和五十五年法務省令第五十四号）第七条の二第一項第一号の出入國在留管理庁長官が定める規定に基づき、出入國管理及び難民認定法施行規則に関し出入國在留管理庁長官が定める国、地圖（五百四十五号）の一部を次のように改正する 令和七年九月一日
改 正 後	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を傍線を付した部分のよう改める。

ハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、
ハンガリー、フィンランド共和国、ラジ
ル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリ
ア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペ
ルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共
和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共
和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシ
コ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公
国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、
リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ル
クセンブルク大公国、レソト王国、台湾、
香港、マカオ

〔別表第十六・別表第十七 同上〕

○農林水産省告示第千三百二十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年九月一日
農林水産大臣 小泉進次郎
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡南会津町高野字長井沢山二八二六の一、二八二六の一二から二八二六の四、まで、字株ノ沢山二六九五の一、二六九五の四、字三沢山二八二〇の一、二八二〇の三、字従小畑山二八二三の一、金井沢字向山一二二〇の四九。
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 立木の伐採種は、定めない。
2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(二)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。共和国、タイ王国、大韓民国、チエコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、バラグアイ共和国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ペルー共和国、ベルギー王国、ボーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。

附 則		改 正 後		改 正 前	
1 この告示は、令和七年十月一日から施行する。	この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。	一千三百三十イス・フラン	二十二四万二千七百円	一千三百三十イス・フラン	二十三万五百円
2 この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。	この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。	十五イス・フラン	二千七百円	十五イス・フラン	二千六百円
○特許庁告示第七号	○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）	二百イス・フラン	三万六千五百円	二百イス・フラン	三万四千七百円
四三百イス・フラン	五万四千七百円	三百イス・フラン	五万二千円	三百イス・フラン	五万二千円

附 則		改 正 後		改 正 前	
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）	特許協力条約に基づく国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許協力条約に基づく国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許協力条約に基づく国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許協力条約に基づく国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許協力条約に基づく国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。
一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁	定する欧州特許庁 三十一万七千六百円	二・三 「略」	二・三 「略」	二・三 「略」	二・三 「略」
○東北地方整備局告示第六十六号	○東北地方整備局告示第六十五号	○東北地方整備局告示第六十五号	○東北地方整備局告示第六十五号	○東北地方整備局告示第六十五号	○東北地方整備局告示第六十五号
六 路 線 名 号	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで
規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。	規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。	規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。	規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。	規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。	規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。
その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。	その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。
供用開始の期日 令和七年九月一日	供用開始の期日 令和七年九月一日	供用開始の期日 令和七年九月一日	供用開始の期日 令和七年九月一日	供用開始の期日 令和七年九月一日	供用開始の期日 令和七年九月一日
防衛大臣 中谷 元	信号符字 番号	J S P G 五一〇七 あかし	付与年月日	令和七年五月二十九日	令和七年七月二日
特許庁長官 河西 康之	特許庁告示第六十三号	令和七年九月一日	令和七年九月一日	令和七年九月一日	令和七年九月一日
○特衛省告示第二百一號	自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。	令和七年九月一日	令和七年九月一日	令和七年九月一日	令和七年九月一日
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）	第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改める。	第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改める。	第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改める。	第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改める。

内閣府特命担当大臣平野明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免する
内閣府特命担当大臣平野明帰朝につき内閣府特命担当大臣(規制改革及びサイバーセキュリティ)事務代理を免する(以上八月二十七日)

人事異動

内閣

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月1日

栃木労働局長 川口 秀人

第4号中「1時間1,004円」を「1時間1,068円」に改める。

法務省告示配第八十九号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対して、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

氏名 令和七年九月一日 法務大臣 鈴木 醍祐
生年月日 千九百六十七年九月十五日

法務省告示配第九十号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対して、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

氏名 令和七年九月一日 法務大臣 鈴木 醍祐
生年月日 千九百八十四年八月二十一日

法務省告示配第九十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年九月一日 法務大臣 鈴木 醍祐
住所 広島県安芸郡府中町

鄭章喜 昭和26年5月19日生

全和子 昭和27年12月2日生

住所 大阪市西区

薛常鋒 平成元年2月11日生

薛銘輝 平成28年1月5日生

住所 東京都町田市

レ・ティ・ミ・フォン 昭和52年9月21日生

住所 神奈川県鎌倉市

ゾロタリヨウ・ソフィア・フードロブナ 平成2年3月23日生

住所 東京都江東区
グエン・ティ・ビック・トゥイ 昭和60年10月28日生
ダオ・ヴィン・ミン・コイ 平成25年4月22日生
ダオ・ミ・チ 平成30年9月26日生
住所 神奈川県藤沢市
張莉芳 昭和53年11月15日生
住所 横浜市南区
鍾阳 平成4年1月23日生
住所 東京都中央区
ナブケニヤ・リタ・ブケニヤ 昭和61年4月9日生
住所 愛知県西尾市
ニコレ・アユミ・フクシマ 平成10年11月30日生
アンディー・ヒデキ・フクシマ 平成16年11月30日生
住所 愛知県知立市
レニー・ナルミ・シルバ・セイト 平成4年8月4日生
アネリッサ・チエミ・タカダ・セイト 平成9年5月27日生
住所 東京都目黒区
許冬恒 平成元年1月8日生
住所 東京都新宿区
金厘慧 平成4年5月2日生
住所 静岡県富士宮市
ヴァンダー・テルヒコ・テラダ 昭和56年12月15日生
住所 横浜市港北区
孫磊 昭和50年7月30日生
住所 横浜市神奈川区
ルイス・セザル・ユキオ・フジ 昭和54年5月26日生
住所 東京都品川区
廖超群 平成6年3月29日生
住所 東京都板橋区
チャヤ・ダッタ・パンディ 平成3年8月6日生
住所 横浜市鶴見区
ラルフ・アイボリー・サモイ・ムラタ 昭和61年11月8日生
住所 横浜市港北区
ジェイミー・ナナ・サカキバラ 昭和54年7月7日生
住所 神奈川県愛甲郡愛川町
ペアトリス・リリー・クー・フジモト・デ・オシロ 昭和45年10月20日生

住所 長崎市
楊爾賢 昭和30年9月16日生
住所 千葉市中央区
劉彦彦 昭和57年4月15日生
住所 東京都目黒区
柳臨子 平成9年9月25日生
住所 名古屋市中川区
ミガハバラゲ・シャン・ストウム・ディルランガ 平成9年6月10日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町
エリザベテ・ミズエ・ニグマ 昭和55年9月22日生
ジューリア・アユミ・ニグマ・ナカヤ 平成21年12月11日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町
フェリペ・チアゴ・ナカヤ 平成24年7月11日生
住所 群馬県高崎市
メリッザ・カルタノ・ウエハラ 昭和49年3月5日生
住所 東京都三鷹市
王彦迪 昭和53年11月30日生
王星懿 平成30年8月11日生
住所 静岡県富士市
ランパット・ムディヤンセラーゲ・ダヌシカ・アヌラーダ・ウイジエシハ 昭和62年11月29日生
住所 横浜市港北区
金煌碩 平成10年8月20日生
住所 大阪市阿倍野区
都高志 昭和60年3月24日生
住所 福岡市博多区
権美香 昭和54年3月29日生
権崇摩 平成24年1月24日生
住所 福岡市西区
崔漢守 昭和39年3月23日生
方由美子 昭和45年3月11日生
崔眸 平成8年10月31日生
崔慶典 平成10年9月5日生
住所 山口市
辛東奎 平成2年12月25日生
住所 山口県山陽小野田市
崔点岳 昭和18年2月24日生
住所 東京都港区
陳秋実 平成9年9月23日生
住所 千葉県松戸市
周宗瑾 昭和57年2月2日生
住所 埼玉県三郷市
張昭俊 平成15年12月29日生

住所 埼玉県三郷市
竇曉月 平成2年8月13日生
住所 埼玉県入間市
洪梅 昭和50年12月1日生
住所 埼玉県行田市
カロリーネ・カオリ・イガラシ・レモス 平成8年1月3日生
住所 さいたま市北区
張吉 昭和55年1月10日生
金香花 昭和54年12月30日生
張瑞夏 平成22年7月5日生
張瑞冬 平成26年1月2日生
住所 さいたま市南区
バーポーン・クライシティクン 平成6年2月8日生
住所 大阪市東淀川区
レジン・ラルフ・シ・アルファンテ 昭和61年7月27日生
住所 大阪市北区
夏桃英 昭和56年9月29日生
住所 大阪府枚方市
周国遜 昭和53年12月12日生
周宏源 平成27年8月31日生
住所 大阪市生野区
朴公佑 平成8年12月30日生
住所 大阪市生野区
梁愛子 昭和24年4月8日生
住所 大阪府枚方市
趙紅芳 昭和56年1月10日生
宋佳雪 平成17年1月11日生
宋佳馨 平成19年5月14日生
住所 大阪市生野区
金敏子 昭和40年4月27日生
高直也 平成13年11月9日生
住所 東京都港区
高佳蓮 平成8年5月30日生
住所 大阪府守口市
金真治 昭和63年2月3日生
住所 大阪府守口市
金浩和 昭和61年4月18日生
住所 大阪市北区
玄俊浩 昭和54年8月29日生
住所 東京都板橋区
金明花 昭和53年4月5日生
住所 千葉県松戸市
白盛元 平成21年3月10日生
住所 三重県いなべ市
金彩江 昭和44年11月18日生

相
事
項

工場財団

群馬県太田市西新町13番地3 株式会社ログの工場財団に福島県伊達市梁川町やながわ工業団地1番地5、1番地43福島工場・福島発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年9月1日 福島地方法務局

福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入15番地3川内復興エナジー合同会社の工場財団に福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入15番3かわうち鬼太郎山風力発電所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年9月1日 福島地方法務局富岡出張所

免職処分

第1空挺団特科大隊 3等陸曹 斎藤 直樹
自衛隊法第46条第1項第2号の規定により免職する。

令和7年9月1日
陸上自衛隊陸上総隊司令官
陸将 小林 弘樹

退職手当支給制限処分

（退職した者の氏名） 斎藤 直樹
（退職時の勤務官署） 陸上自衛隊習志野駐屯地
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日か

ら起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和7年9月1日
陸上自衛隊習志野駐屯地
第1空挺団特科大隊長
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出でください。

令和7年（家）第80985号
大阪市中央区高麗橋2丁目4番9号 高麗橋木村ビル8階
申立人 森本 哲平
本籍大阪府大阪市此花区高見2丁目80番地、最後の住所大阪市此花区春日出北1丁目22番3号特別養護老人ホームクレーネ大阪、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和16年5月15日、職業無職

被相続人 亡 塗矢 弘子
大阪市中央区徳井町2-1-2徳井町アリストビル4階
相続財産清算人 弁護士 上村 優貴
催告期間満了日 令和8年4月13日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80996号
大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル本館10階
申立人 被相続人亡宇佐美タエコ相続財産管理人 平賀 達郎
本籍大阪府大阪市都島区中野町1丁目145番地、最後の住所大阪市鶴見区諸口6丁目15番11号レザミ鶴見緑地、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和6年6月20日、出生の場所佐賀県武雄市、出生年月日昭和2年3月28日、職業無職
被相続人 亡 宇佐美タエコ

大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル本館10階
相続財産清算人 弁護士 平賀 達郎
催告期間満了日 令和8年4月14日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第476号
奈良県桜井市三輪822-45
申立人 大美和莊園ビル管理組合
本籍奈良県橿原市田中町67番地、最後の住所奈良県桜井市大字三輪822番地の45 703、死亡の場所奈良県香芝市、死亡年月日令和6年4月26日、出生の場所奈良県橿原市、出生年月日昭和43年11月21日、職業不明
被相続人 亡 西村 一也
奈良県橿原市八木町1丁目6番23号 大和信用金庫八木支店ビル4階弁護士法人やまと法律事務所
相続財産清算人 幸田 直樹
催告期間満了日 令和8年4月15日
奈良家庭裁判所

令和7年（家）第40257号
北海道江別市大麻北町523番地の36
申立人 小林 薫枝
本籍北海道北広島市東共栄4丁目2番地2、最後の住所北海道北広島市東共栄4丁目2番地2、死亡の場所北海道北広島市、死亡年月日令和7年4月25日頃、出生の場所北海道夕張市、出生年月日昭和41年3月14日、職業無職

被相続人 亡 内藤 康子
事務所札幌市中央区大通西9丁目3番地33キタコーセンタービルディング8階阿部・千崎・平田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平田 唯史
催告期間満了日 令和8年4月12日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第659号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍千葉県茂原市本納3108番地、最後の住所千葉県茂原市六ツ野1936番地5、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日推定令和6年7月30日、出生の場所千葉県山武郡大網白里町、出生年月日昭和35年12月16日、職業不明
被相続人 亡 高橋 浩司

事務所千葉県千葉市中央区本千葉町1番1号
日土地千葉中央ビル9階 県民合同法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 古海 健一
催告期間満了日 令和8年4月29日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第30211号
千葉県松戸市幸谷790番地の16
申立人 林 貞男
本籍千葉県松戸市幸谷790番地、最後の住所千葉県松戸市三ヶ月1401番地の3、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日推定令和6年3月1日、出生の場所茨城県北相馬郡利根町、出生年月日昭和30年2月1日、職業運転手
被相続人 亡 新井 隆弘
事務所千葉県松戸市本町25-4 第二石井ビル302 みぎわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石田 真理
催告期間満了日 令和8年4月18日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第30165号
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
申立人 市川市
本籍千葉県市川市北方3丁目13番、最後の住所千葉県市川市北方3丁目13番15号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和5年9月1日、出生の場所福島県石城郡好間村、出生年月日昭和31年11月24日、職業不明
被相続人 亡 矢内 博之
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号 北野京葉ビル8階 真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
催告期間満了日 令和8年4月20日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年（家）第6024号
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の745
申立人 原 美代子
本籍静岡県伊東市荻471番地343、最後の住所静岡県伊東市荻471番地の343、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所東京都豊多摩郡淀橋町、出生年月日昭和2年10月15日、職業無職
被相続人 亡 中村 キヨ
静岡県伊豆市修善寺955-1-2 修善寺法律事務所
相続財産清算人 吉田 朋師
催告期間満了日 令和8年4月20日
静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第7136号
愛知県豊明市新田町子持松1番地1
申立人 豊明市
本籍愛知県豊明市栄町村前73番地、最後の住所愛知県豊明市栄町大根1番地143特別養護老人ホーム豊明苑、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日令和5年8月3日、出生の場所愛知県愛知郡豊明村、出生年月日大正8年11月19日、職業不明
被相続人 亡 緒川 秀子
事務所名古屋市中区錦2丁目2番2号 名古屋丸紅ビル12階 弁護士法人久屋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤田 晃佑
催告期間満了日 令和8年4月15日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第1081号
奈良県宇陀郡曾爾村大字今井495-1
申立人 曾爾村長 芝田 秀数
本籍奈良県宇陀郡曾爾村大字掛159番地、最後の住所奈良県宇陀郡曾爾村大字掛159番地、死亡の場所奈良県宇陀郡曾爾村、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所奈良県宇陀郡曾爾村、出生年月日昭和22年7月23日、職業無職
被相続人 亡 大谷フミ子
奈良市花芝町9番地の2川崎ビル弁護士法人川崎法律事務所
相続財産清算人 大寺 健太
催告期間満了日 令和8年4月2日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第273号
香川県高松市牟礼町牟礼2541番地37
申立人 森 永年
本籍香川県高松市未広町4番地、最後の住所香川県高松市未広町4番地18、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年12月31日頃、出生の場所香川県坂出市、出生年月日昭和37年8月11日、職業会社員
被相続人 亡 樽井 俊長
香川県高松市錦町1-8-3 滝口・上枝法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上枝 康
催告期間満了日 令和8年3月31日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第606号
北海道北見市青葉町2番29号
申立人 唯野 陽子
本籍北海道常呂郡留辺蘂町字旭120番地、最後の住所札幌市北区新琴似7条2丁目1番20-209号、死亡の場所札幌市中央区、死亡年月日平成16年7月9日、出生の場所北海道常呂郡留辺蘂町、出生年月日昭和3年3月31日、職業無職
被相続人 亡 光井 文雄
北海道北見市とん田東町623番地1 浦澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浦澤 佳弘
催告期間満了日 令和8年4月30日
釧路家庭裁判所北見支部

令和7年(家)第748号
東京都府中市浅間町2丁目11番80号
申立人 平河 良夫
本籍千葉県いすみ市柿和田460番地、最後の住所千葉県いすみ市柿和田460番地、死亡の場所千葉県いすみ市、死亡年月日令和7年2月16日、出生の場所千葉県夷隅郡国吉町、出生年月日昭和19年1月23日、職業農業・酪農
被相続人 亡 平河 和芳
事務所千葉県いすみ市岬町椎木1793番地井上農機商会ビル2階 いすみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井上宗一郎
催告期間満了日 令和8年4月29日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第71038号
東京都葛飾区東金町3丁目23番13号
申立人 金蓮院
本籍東京都葛飾区金町3丁目36番、最後の住所東京都葛飾区金町3丁目36番10号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和6年7月2日、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和27年4月22日、職業不詳
被相続人 亡 新井 正明
事務所東京都千代田区神田司町2丁目2番12号神田司町ビル6階 岡田・今西・山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 正
催告期間満了日 令和8年3月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71558号
東京都港区西新橋1丁目20番3号
申立人 公益社団法人シニア総合サポートセンター

本籍東京都杉並区成田東3丁目360番地、最後の住所東京都練馬区石神井台4丁目1番4-402号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年4月24日、出生の場所東京都東京市杉並区、出生年月日昭和17年11月27日、職業無職
被相続人 亡 丹澤 秀雄
事務所東京都千代田区丸の内3-4-2新日石ビル10階 田辺総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加野 理代
催告期間満了日 令和8年3月31日
東京家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第6号
北海道帯広市西2条南19丁目18番地1
申立人 株式会社ヒューマンスクエア
代表者代表取締役 荒川 裕樹
権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月8日
令和7年8月7日 札幌簡易裁判所

(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 C b 10933
金額 2,420,969円
支払期日 令和7年8月17日
支払地 札幌市
支払場所 株式会社北洋銀行札幌東支店
振出日 令和7年5月20日
振出地 白地
振出人 日建片桐リース株式会社 代表取締役
社長 片桐 大
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番16号茅ヶ崎ダイカンプラザC i t y 402
申立人 安中 淳
権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月21日
令和7年8月6日 横浜簡易裁判所

(別紙) 目録
小切手(線引) 1通
小切手番号 BD 02005
金額 50,000円
支払人 湘南信用金庫杉田支店
支払地 神奈川県横浜市磯子区
振出日 令和2年7月30日
振出地 神奈川県横浜市
振出人 湘南信用金庫杉田支店 支店長 篠島 淳
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第12号
三重県伊賀市千歳246番地3
申立人 有限会社ジェイトリム三重
代表者代表取締役 和泉 亮平
権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月18日
令和7年8月6日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 S G 60635
金額 337,740円
支払期日 令和6年6月11日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社りそな銀行南森町支店
振出日 令和6年1月25日
振出地 大阪府枚方市
振出人 株式会社初田製作所 代表取締役 初田 和弘
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第1586号
山梨県甲府市朝氣2丁目1番22号
申立人 宇野 喜善
本籍山梨県甲府市下向山町1637番地、最後の住所山梨県甲府市下向山町1637番地
不在者 宇野 章
昭和25年9月23日生
届出期間満了日 令和7年12月17日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第1460号
 札幌市西区平和1条8丁目2の7エフズヴィラハイワ205号室
 申立人 高原 和子
 本籍北海道札幌市西区山の手二条12丁目5番、最後の住所札幌市西区琴似4条2丁目6番18号ドーミー琴似Levi-311号
 不在者 平林 節子
 昭和2年3月13日生
 届出期間満了日 令和7年12月19日
 札幌家庭裁判所

令和7年(家)第46号
 神奈川県平塚市田村5丁目20番23-101号
 ヴィラ中宿
 申立人 岩崎 通明
 本籍埼玉県鴻巣市下谷1127番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州以下不詳
 (従前の住所埼玉県北足立郡北本宿村大字宮内以下不詳)
 不在者 岩崎 洋子
 昭和25年8月6日生
 届出期間満了日 令和7年12月17日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第316号
 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-16 浦和大熊ビル3階 つきのみや法律事務所
 申立人 中村 弘毅
 本籍福島県郡山市田村町岩作字坂ノ上74番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目21番2号 ひかりコーポ稻垣201号室
 不在者 熊田 弘徳
 昭和36年6月18日生
 届出期間満了日 令和7年12月22日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第5502号
 千葉県富津市千種新田750番地129
 申立人 上田 茂
 本籍高知県高知市西町38番地、最後の住所不明
 不在者 勝賀瀬ヒデ
 大正6年11月9日生
 届出期間満了日 令和7年12月26日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第5660号
 宮城県遠田郡美里町北浦字中組65番地3
 申立人 田中正一郎

本籍北海道札幌市中央区北四条東4丁目5番地、最後の住所不明
 不在者 市田利一郎
 明治43年8月28日生
 届出期間満了日 令和7年12月26日
 東京家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第3号
 本籍岩手県花巻市台第2地割108番地、最後の住所岩手県花巻市星が丘1丁目30番18号
 不在者 高橋 勇
 昭和7年9月26日生
 令和7年8月13日失踪宣告審判確定
 盛岡家庭裁判所花巻支部裁判所書記官

令和6年(家)第120号
 国籍韓国、最後の住所宮城県大崎市古川石森字宮在家27番地
 不在者 金 玉伊
 西暦1961年8月1日生
 令和7年8月8日失踪宣告審判確定
 仙台家庭裁判所古川支部裁判所書記官

令和6年(家)第828号
 本籍福岡県飯塚市平恒898番地、最後の住所大分県豊後高田市玉津284番地
 不在者 渡邊十三勝
 昭和13年2月18日生
 令和7年8月13日失踪宣告審判確定
 千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和6年(家)第3429号
 本籍北海道河東郡上士幌町字上音更東二線331番地、最後の住所横浜市鶴見区仲通3丁目75番地6
 不在者 醫王田幸彦
 昭和39年10月21日生
 令和7年8月8日失踪宣告審判確定
 横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1148号
 本籍鹿児島県枕崎市下松町358番地、最後の住所愛知県安城市今村町前ノ池990番地1
 不在者 松崎 俊哉
 昭和16年9月30日生
 令和7年8月9日失踪宣告審判確定
 名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第677号
 本籍鳥取県米子市皆生温泉1丁目1834番地5、最後の住所兵庫県加古川市尾上町養田193番地
 不在者 西田 正吉
 昭和33年1月1日生
 令和7年8月14日失踪宣告審判確定
 神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第540号
 本籍愛媛県松山市平井町314番地、最後の住所愛媛県松山市平井町314番地
 不在者 武智 照雄
 昭和6年3月1日生
 令和7年8月9日失踪宣告審判確定
 松山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第71号
 本籍福島県喜多方市山都町字下石打場3507番地3、最後の住所福島県喜多方市山都町字下石打場3507番地の3
 不在者 斎藤 信子
 昭和34年2月13日生
 令和7年8月13日失踪宣告審判確定
 福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

令和6年(家)第6341号
 本籍宮城県多賀城市桜木3丁目232番地3、最後の住所東京都江東区北砂1丁目3番1-509号
 不在者 高城 幸記
 昭和16年12月2日生
 令和7年8月6日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第4182号
 国籍韓国、最後の住所大阪市生野区桃谷4丁目18番18号
 不在者 康 満成
 西暦1943年11月21日生
 令和7年8月13日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第1139号
 本籍千葉県千葉市中央区今井3丁目18番、住所千葉県八千代市村上1597-40八千代荘206号室
 申立人(失踪者) 秋山 隆
 昭和16年12月8日生
 令和7年7月11日失踪宣告取消審判確定
 千葉家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第71号

福島県会津若松市飯寺北3丁目8番62号
 債務者 株式会社アップライジング
 代表者 代表取締役 鈴木 大介
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大野 育夫
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第524号

川崎市宮前区南野川3丁目32番27-105号サンコート

債務者 有限会社宇賀村冷熱
 代表者 代表取締役 宇賀村正治
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第418号

相模原市中央区田名8564番地4
 債務者 有限会社柴技建
 代表者 代表取締役 柴田 和廣
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 谷 樹人
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第1332号
東京都東村山市萩山町5丁目6番地22-501
債務者 モリサキ技研株式会社
代表者代表取締役 森崎 忠義
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今浦 啓
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後1時15分
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1308号
東京都八王子市明神町4丁目7番2号内藤落合ビル地下1階
債務者 有限会社アネックス
代表者取締役 小林 高広
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中島 正俊
4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1494号
札幌市豊平区平岸4条14丁目2番3号 パーサージュ南平岸1階
債務者 医療法人社団博心会
代表者代表理事 文田 博文
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋場 弘之
4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第263号
佐賀県鳥栖市弥生が丘6丁目179番地16
債務者 株式会社ガレット
代表者代表取締役 山津 信幸
1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塚本 耕平
4 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時20分
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第580号
北九州市小倉南区大字春吉642番地1
債務者 株式会社松岡商店
代表者代表取締役 松岡 優
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 春田 康秀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第57号
新潟県三条市本町2丁目9番18号
債務者 有限会社すみや
代表者代表取締役 住谷 豊
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部 理順
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第135号
沖縄県中頭郡中城村字南上原1051番地2
債務者 株式会社安永建築
代表者代表取締役 安永 尚利
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日高洋一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第264号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち4丁目102番地の2
債務者 株式会社THA
代表者代表取締役 田島 綾子
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 磯谷 太一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時30分
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第262号
香川県高松市浜ノ町69番43-503号
債務者 株式会社ヒガサエンタープライズ
代表者代表取締役 樋笠 穎秀
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三品さくら
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島村 研策
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第95号
香川県丸亀市飯野町東分1201番地1
債務者 有限会社モストワン
代表者代表取締役 山西 章司
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂入 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第158号
山形市高木2番地の2
債務者 東北コードン株式会社
代表者代表取締役 信夫 章睦
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山川 孝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前11時30分
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第374号
兵庫県姫路市網干区興浜907番地133
債務者 株式会社シントテック
代表者代表取締役 高橋 美久
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅尾 英文
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第212号
愛知県稲沢市日下部西町2丁目51番
債務者 株式会社A1・assembly
代表者代表取締役 加藤 千善
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 信正
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第85号
宮城県石巻市あゆみ野5丁目10番地2 プランタンノール202号
債務者 及川祐一郎
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 真儀
4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後2時15分

6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第33号
徳島県美馬市脇町字拝原1131番地
債務者 鎌田 和広
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 梶野 正寛
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第128号
千葉県木更津市江川611番地1 ブラージュ102
債務者 永峯 康行
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 信正
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第136号
千葉県袖ヶ浦市横田1141番地8 深山方
債務者 伊藤 拓未
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井野 明梨
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第137号
千葉県袖ヶ浦市横田1141番地8 深山方
債務者 伊藤 葵
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井野 明梨
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第64号
青森県つがる市木造若竹5番地 医療法人誠仁会尾野病院、住民票上の住所東京都品川区南品川2丁目7番14号 メゾンM203
債務者 葛西サツエ
1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂田 勝幸
4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第201号
三重県四日市市富田1丁目21番15号
債務者 築工業こと 澄川 和也
1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 琢太
4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時15分
6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第1250号
千葉県八千代市ゆりのき台7丁目21番地1
レオパレスコンフォートフレア205号室
債務者 内田 純一
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若林 義和
4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時20分
6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1237号
千葉市花見川区武石町2丁目900番地 サンキャロットA棟102号
債務者 半田 忠靖
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永田 豊
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時20分
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1696号
名古屋市南区道徳新町1丁目8番地 カーサソレアード301号、従前の住所名古屋市港区小賀須3丁目1605番地 グランマノワール南陽302号
債務者 高坂 幸正
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲垣 篤史
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時50分
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第417号
愛知県岡崎市緑丘1丁目9番地6 鳳季館III
101
債務者 松尾 高憲
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増田 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1048号
千葉市花見川区千種町283番地2 ビレッジ
ハウス千種3棟303号
債務者 青木 満
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 稲富 彰
4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1268号
千葉市花見川区こてはし台6丁目16番8号
債務者 久保 裕司
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上田 優子
4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時20分
6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1181号
千葉県八千代市下高野553番地 なごみの家
債務者 渡邊 孝彦
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小島 千鶴
4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第63号
北海道小樽市天神1丁目7番4号
債務者 木村 龍二
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 及川 華恵
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第275号 岡山県倉敷市福島510番地1 リーオグレイス306 債務者 久野美沙希 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第1416号 東京都立川市高松町1丁目31番22号パークホームズ立川623号室 債務者 増岡 菜月 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 賀田健二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井川哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第50号 秋田県北秋田市米内沢字柳原65番地 債務者 萩野 秀実 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緑川 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 秋田地方裁判所大館支部	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和7年(フ)第1405号 東京都立川市上砂町5丁目79番地の1 グランドールマンション602号 債務者 三ヶ島広孝 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 裕一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第315号 滋賀県湖南市吉永198番地41 債務者 平川 俊昭 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 直美 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 肇夫 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第72号 福島県会津若松市飯寺南1丁目6番12号 債務者 鈴木 大介 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 裕一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第158号 神奈川県平塚市桃浜町26番22-201号 グリーンヒル 債務者 元抜 由恵 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野智一朗	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第166号 北海道厚岸郡浜中町茶内栄20番地 債務者 太田 孝 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 那知 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑地 雅之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午後4時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1395号 東京都羽村市神明台3丁目20番地8 債務者 福田 麻実 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所所会津若松支部破産係	令和7年(フ)第1763号 神奈川県藤沢市鵠沼海岸3丁目12番2号 湘南ビーチハイム202 債務者 菅井 秀郎 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 長野地方裁判所上田支部		

令和7年(フ)第419号
相模原市中央区田名8564番地4
債務者 柴田 和廣
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷 樹人
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第525号
川崎市中原区上新城2丁目6番1-209号
ライオンズマンション武蔵新城駅前
債務者 宇賀村正治
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1333号
東京都東村山市萩山町5丁目6番地22-501
債務者 森崎 忠義
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今浦 啓
4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1309号
東京都八王子市長房町1037番地パストラル壱番館201号
債務者 小林 高広
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中島 正俊
4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月2日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第534号
川崎市幸区南加瀬3丁目39番18号 ディグノ
南加瀬 205
債務者 長澤 優
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 種村 求
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月17日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第66号
兵庫県西脇市黒田庄町岡353番地
債務者 松本 芳和
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中森真紀子
4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第54号
島根県出雲市上塩治町2786番地4
債務者 はかたや！こと 松岡 辰雄
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大國 暁子
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時45分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第747号
広島市安佐南区上安2丁目18番9-14-103
号
債務者 今井 優太
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三浦 友美
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月17日午前10時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第513号
北九州市小倉南区中吉田6丁目2番24号
債務者 松井 亮
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 牧史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第568号
北九州市小倉北区緑ヶ丘1丁目6番21号
債務者 豊留 環
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 知佳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第584号
北九州市八幡西区折尾2丁目11番12号
債務者 福本 猛
1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 佑一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第267号
静岡県浜松市中央区幸3丁目17番14号 メツ
七幸405
債務者 大村 達也
1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高浪 由有
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後4時
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第582号
北九州市小倉南区津田1丁目5番5号 (D
202)
債務者 出口 澄
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松田麻友美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第96号
香川県坂出市川津町3293番地
債務者 山西 章司
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂入 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第97号
香川県坂出市川津町3293番地
債務者 山西 祐子
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂入 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第293号	函館市新川町17-1 マンションきむら401号、住民票上の住所函館市的場町12番12号 ニューライフ的場B B12号 債務者 澤谷 広大
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高丸 雄介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	高松地方裁判所丸亀支部
函館地方裁判所	広島県山県郡北広島町壬生2017番地1(メゾン北広島301) 債務者 立川 裕章
令和7年(フ)第27号	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
新潟県三条市南新保2番27号 債務者 住谷 豊	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時	3 破産管財人 弁護士 寺本 佳代
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時
3 破産管財人 弁護士 阿部 理順	5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時	広島地方裁判所民事第4部
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	広島県廿日市市大東10番14-102号 債務者 橋村 華
新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
令和7年(フ)第245号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
香川県高松市栗林町2丁目19番25-504号 ダイアパレス栗林公園駅前 債務者 橋笠 穎秀	3 破産管財人 弁護士 石口 亜矢
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
3 破産管財人 弁護士 島村 研策	広島地方裁判所民事第4部
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後1時30分	広島市西区楠木町3丁目5番17-207号 債務者 鷹林 由依
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
高松地方裁判所民事部破産・再生係	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
令和7年(フ)第64号	3 破産管財人 弁護士 本田 麻実
香川県丸亀市飯山町東坂元1834番地 グランコートエース201号、前住所香川県坂出市府中町6131番地8 債務者 尾崎 正明	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時
1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時	5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	広島地方裁判所民事第4部
3 破産管財人 弁護士 瓢池 信宏	令和7年(フ)第26号
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時	福岡県柳川市田脇656番地5 債務者 近藤 墓
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
高松地方裁判所丸亀支部	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
令和7年(フ)第72号	3 破産管財人 弁護士 銀島 典子
香川県丸亀市田村町1220番地11 ふれあいパナタウンB棟102号 債務者 新川 幸恵	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時30分

1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高丸 雄介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第717号	広島県山県郡北広島町壬生2017番地1(メゾン北広島301) 債務者 立川 裕章
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 寺本 佳代	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時30分	5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	函館地方裁判所
令和7年(フ)第718号	広島県廿日市市大東10番14-102号 債務者 橋村 華
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石口 亜矢	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時	5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第719号	広島市西区楠木町3丁目5番17-207号 債務者 鷹林 由依
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本田 麻実	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時50分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	静岡市清水区有東坂2丁目342番地の19 メゾンコスタ103、旧住所静岡県牧之原市菅ケ谷184番地1 レクセル井原 103 債務者 富樫 圭子
令和7年(フ)第727号	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 守屋 典
3 破産管財人 弁護士 本田 麻実	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時50分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第26号	広島地方裁判所民事第4部
福岡県柳川市田脇656番地5 債務者 近藤 墓	令和7年(フ)第1828号
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時	名古屋市熱田区新尾頭1丁目2番31号 ロイヤルクレスト金山フロント1101号 債務者 松永 晴男
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
3 破産管財人 弁護士 銀島 典子	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時30分	3 破産管財人 弁護士 服部 一郎
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時40分
福岡地方裁判所柳川支部	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年(フ)第72号	名古屋地方裁判所民事第2部
香川県丸亀市田村町1220番地11 ふれあいパナタウンB棟102号 債務者 新川 幸恵	令和7年(フ)第204号
1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時	愛媛県松山市中村5丁目4番20号 債務者 宮田 敏彦
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年8月22日午前11時
3 破産管財人 弁護士 佐藤 瑞	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時30分	3 破産管財人 弁護士 永井 卓也
5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時45分
函館地方裁判所	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年(フ)第717号	松山地方裁判所民事部
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	令和7年(フ)第214号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	愛媛県松山市和泉北2丁目2-31 ピアコート和泉101号室、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町五百木2815番地 債務者 稲田 秀淳
3 破産管財人 弁護士 寺本 佳代	1 決定年月日時 令和7年8月22日午前11時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	3 破産管財人 弁護士 玉井 秀樹
広島地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分
令和7年(フ)第718号	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	松山地方裁判所民事部
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和6年(フ)第444号
3 破産管財人 弁護士 福井 春菜	沖縄県那覇市首里大名町2丁目100番地 フォルテージ205 債務者 西銘 和也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
熊本地方裁判所民事第1部	3 破産管財人 弁護士 伊志嶺公一
令和7年(フ)第415号	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時30分
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後2時	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	那覇地方裁判所民事第3部
3 破産管財人 弁護士 福井 春菜	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分	令和7年(フ)第136号
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	山形県天童市長岡北4丁目7番61号 メゾンボボラート 102号 債務者 奥山 太一
静岡市清水区有東坂2丁目342番地の19 メゾンコスタ103、旧住所静岡県牧之原市菅ケ谷184番地1 レクセル井原 103 債務者 富樫 圭子	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後2時
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 伊志嶺公一
3 破産管財人 弁護士 守屋 典	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時30分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時50分	5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで	那覇地方裁判所民事第3部
静岡地方裁判所民事第2部	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第1828号	令和7年(フ)第136号
名古屋市熱田区新尾頭1丁目2番31号 ロイヤルクレスト金山フロント1101号 債務者 松永 晴男	山形県天童市長岡北4丁目7番61号 メゾンボボラート 102号 債務者 奥山 太一
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時	1 決定年月日時 令和7年8月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 服部 一郎	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時40分	4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで	山形地方裁判所民事部
名古屋地方裁判所民事第2部	

令和7年(フ)第1382号
愛知県津島市兼平町2丁目4番地1 グラン
メール安藤203号
債務者 柏木 勇輝
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1387号
愛知県津島市兼平町2丁目4番地1 グラン
メール安藤203号
債務者 柏木 康彦
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1476号
愛知県知多郡武豊町字楠2丁目84番地
債務者 岡 雅実
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1522号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字前田157番地
2 フリーデWAGO203号、従前の住所愛知県刈谷市一ツ木町4丁目31番地4 サーブラスサカイB203号
債務者 小久保元貴
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1568号
愛知県半田市長根町3丁目1番地 県営長根
住宅3棟206号
債務者 中嶋 英二
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1585号
代替住所A(旧住所 愛知県豊橋市南大清水
町字元町393番地 市営南大清水住宅1—
306)
債務者 ナガタ シルバ フエルナンダ ヒエ
ミ (NAGATA SILVA FERNANDA
NDA HIEMI)
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1594号
名古屋市東区泉2丁目28番18号 レジディア
高岳706号
債務者 林 優亞
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1650号
名古屋市中村区岩塚町字神田8番地の3 荘
苑岩塚502号
債務者 坪井清淨司
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1805号
名古屋市中村区亀島2丁目30番7号 リビエ
亀島605号
債務者 樋山 佳奈
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1813号
愛知県知多郡阿久比町大字福住字申田5番地
111
債務者 新美ななの
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1819号
愛知県瀬戸市八幡台2丁目1番419号
債務者 渡久地光男
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1820号
愛知県瀬戸市八幡台2丁目1番419号
債務者 渡久地信子
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1826号
名古屋市天白区平針南4丁目540番地 エト
アール平針II 206号
債務者 岩瀬 哲次

1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第53号
三重県伊勢市常磐1丁目3番14号
債務者 福田 加代
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第1119号
埼玉県桶川市泉1丁目9番40号 川田谷コーポ2-102号
債務者 平松久美子
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1260号
埼玉県川口市大字安行吉蔵194番地の17
債務者 高橋 百子
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1261号
埼玉県川口市大字安行吉蔵194番地の17
債務者 高橋 博
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1285号 埼玉県幸手市北1丁目15番6号 グランハイムキャッスルA102 債務者 櫻田 真央 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1341号 さいたま市桜区大字大久保領家99番地1 プリムローズIV 203号室 債務者 大野 宏信 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第532号 埼玉県入間市大字仏子1685番地 JUN仏子A-203 債務者 鈴木寿一郎 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第1317号 埼玉県鴻巣市本町1丁目6番15-503号 グランドウール 債務者 ゴ ホウレツこと 呉 鳳烈 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1392号 埼玉県蕨市錦町4丁目8番36号 パークハイツA・Y101号 債務者 加藤 真珠(旧姓桂) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第576号 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目36番地の14 債務者 中杉 房子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1317号 埼玉県鴻巣市本町1丁目6番15-503号 グランドウール 債務者 ゴ ホウレツこと 呉 鳳烈 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1392号 埼玉県蕨市錦町4丁目8番36号 パークハイツA・Y101号 債務者 加藤 真珠(旧姓桂) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第596号 埼玉県川越市大字宇藤間60番地1 (川越ハイツ) 債務者 大原洸一こと 陳 洸一 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1325号 埼玉県和光市中央2丁目1番40号 ディアコート101、旧住所東京都足立区梅田7丁目15番13号 小平方 債務者 比嘉 佑 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第301号 埼玉県春日部市西金野井100番地2 県営庄和尾ヶ崎団地4号棟304号 債務者 佐々木明夫 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第254号 埼玉県行田市谷郷2丁目16番46号 債務者 大野 清美 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1334号 埼玉県桶川市末広2丁目3番20号、旧住所東京都中野区本町5丁目29番2-304号 債務者 榎原 大生 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第449号 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保84番地1 佐藤コープ202号 債務者 出川 良太 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第268号 埼玉県本庄市けや木3丁目25番8号 Y's LEASING KEYAKI 201号 債務者 村上 栄子	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第64号 川崎市麻生区百合丘1丁目16番地28 百合丘SKビル 303 債務者 石田 葵月 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第378号 川崎市宮前区菅生3丁目34番19号 債務者 知場彩絵子(旧姓花輪) 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第546号 川崎市多摩区菅5丁目1番16号 P L E N D Y稻田堤01 102 債務者 藤井 覚 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第53号 新潟県上越市北城町4丁目9番1号 債務者 武田 裕樹 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 新潟地方裁判所高田支部
令和7年(フ)第367号 愛知県岡崎市美合町字中新田72番地3 マンションシーダー1 201 債務者 平良 誠

1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第394号 愛知県刈谷市小垣江町石ノ戸1番地1 パレス清水202号 債務者 斎藤 克則 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第106号 鹿児島県姶良郡湧水町木場912番地2 共同生活援助事業所ゆうすい、前住所鹿児島県伊佐市菱刈南浦1958番地3 債務者 山田可奈江 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第81号 鹿児島県肝属郡肝付町北方1519番地2 債務者 濱脇 新司 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第92号 鹿児島県肝属郡肝付町北方1765番地2 債務者 石川徳治こと イシカワ・エジルソン・ノリハル

令和7年(フ)第376号 愛知県刈谷市板倉町3丁目9番地20、前住所愛知県碧南市塩浜町3丁目88番地 債務者 久保田智美 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第45号 山形県酒田市飛鳥349番地の3 債務者 佐藤 ゆう 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第233号 群馬県北群馬郡棟東村大字長岡1451番地1、 旧住所群馬県沼田市利根町大楊340番地 債務者 金子 瞳 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第245号 群馬県前橋市大胡町50番地4 債務者 小林 昌之 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第64号 岐阜県土岐市肥田浅野矢落町2丁目32番地 プレジール浅野 101号、従前の住所岐阜県中津川市花戸町1番70-2号 債務者 野本久美子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第58号 高知市長浜町絵合1丁目18番地8、旧住所高知県高岡郡佐川町甲470番地5 3F 債務者 森田 宇宙 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

<p>令和7年(フ)第114号 高知市小倉町2番30-201号 小倉ハイム、 旧住所高知市北本町1丁目3番3号 高坂 寮、高知県土佐清水市旭町4番21号 債務者 山下 龍蔵 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 高知地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1252号 東京都八王子市堀之内2丁目20番地14メゾン エスボワール305号 債務者 山市 美穂 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第206号 香川県高松市多肥上町1192番地4 債務者 浦中 瞳 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第154号 山形県東根市白水2丁目11番16号 債務者 天野恵こと KIM CHUNHOE 金 春姫 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 山形地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第158号 高知県吾川郡いの町藤町17番地 債務者 田村すみえ 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 高知地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1391号 東京都日野市神明3丁目7番地の19セントラ ルコープS館15 傾務者 山本 洋子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第233号 香川県高松市太田下町3030番地15 エルディ ム藤村A-201 傾務者 中山 成利 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第1746号 名古屋市西区城北町3丁目122番地の1 ハートイン城北2B号、従前の住所名古屋市 熱田区神宮4丁目9番14号 新宮坂荘 傾務者 大宮 達志 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 名古屋地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第160号 高知県高岡郡日高村下分746番地10 傾務者 植村 彩花 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 高知地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第295号 静岡県三島市光ヶ丘(2丁目)21番地 県営 光ヶ丘団地10-402、前住所静岡県沼津市大 塚1170番地の2 沼津原団地1号棟405号 傾務者 横井富貴子 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第249号 香川県高松市新田町乙23番地56 傾務者 朝比奈 弘 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第1241号 埼玉県川口市芝園町3番1-710号 芝園団 地 傾務者 大曾根順子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第59号 福岡県大牟田市大字櫟野3214番地4 大牟田 市営東谷住宅 4棟22号 傾務者 橋本 知道 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 高知地方裁判所大牟田支部</p>	<p>令和7年(フ)第101号 香川県高松市屋島西町2312番地 県住3- 202 傾務者 柳本 孝 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第254号 香川県高松市牟礼町大町2092番地55 傾務者 安藤 照子 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第1320号 さいたま市中央区本町西2丁目15番2号 傾務者 奥谷 洋子(旧姓山口) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第114号 高知市小倉町2番30-201号 小倉ハイム、 旧住所高知市北本町1丁目3番3号 高坂 寮、高知県土佐清水市旭町4番21号 傾務者 山下 龍蔵 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 福岡地方裁判所大牟田支部</p>	<p>令和7年(フ)第1252号 東京都八王子市堀之内2丁目20番地14メゾン エスボワール305号 傾務者 山市 美穂 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第206号 香川県高松市多肥上町1192番地4 傾務者 浦中 瞳 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前9時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第154号 山形県東根市白水2丁目11番16号 傾務者 天野恵こと KIM CHUNHOE 金 春姫 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 山形地方裁判所民事部</p>

令和7年(フ)第1360号
 埼玉県川口市朝日6丁目20番25号 朝日荘
 101号
 債務者 坂本 千春
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第452号
 川崎市川崎区大師駅前1丁目14番4-203号
 コーポいけがみ
 債務者 五月女文子
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第528号
 川崎市宮前区神木本町1丁目23番4-1号
 債務者 岡野 幸子
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第557号
 川崎市高津区千年887番地1 サンフラット
 106
 債務者 杉本 亜未
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第585号
 川崎市中原区上小田中1丁目7番8号 第2
 ニイヤスカイハイム 13
 債務者 田中 智一

1 決定年月日時 令和7年8月19日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第599号
 川崎市川崎区東田町3番地1 芹澤ビル 5
 F
 債務者 萩野 憲司
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第147号
 愛知県一宮市平島1丁目16番2-605号 県
 営平島住宅
 債務者 長屋 伸二
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第239号
 岡山県倉敷市福島640番地 プレジール太陽
 A棟202号室
 債務者 池田かな江
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第240号
 岡山県倉敷市福島640番地 プレジール太陽
 A棟202号室
 債務者 石井富士子
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第200号
 福岡県久留米市御井町1594番地2 大坪ハイ
 ツ103号、前住所福岡県久留米市御井町2169
 番地1 SAKURAタウンハウス A-2
 債務者 良永 直美
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 福岡地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第216号
 福岡県久留米市山川町1663番地1 レオパレ
 スドリーム203号
 債務者 友納 和徳
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第602号
 北九州市戸畠区中原東2丁目10番3-206号
 債務者 濱田 克己
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第618号
 北九州市戸畠区銀座1丁目6番24号(キミツ
 クコート106)
 債務者 國政 幸雄
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1264号
 埼玉県和光市新倉2丁目8番43号 堀口荘
 105
 債務者 中村 秀也
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第1298号
 埼玉県桶川市大字上日出谷409番地の13
 債務者 池田 拓朗
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1335号
 埼玉県北足立郡伊奈町西小針5丁目77番地
 エレガントア ソーレB206
 債務者 丸谷美智佳
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1373号
 埼玉県川口市大字安行北谷683番地の13
 債務者 宮崎 康子
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1376号
埼玉県川口市大字木曽呂785番地 コーポハヤフネ206号
債務者 染谷 陽子
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1377号
埼玉県川口市大字木曽呂785番地 コーポハヤフネ206号
債務者 染谷 光代
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1379号
埼玉県川口市北原台2丁目8番31-205号
リブレ琥珀館
債務者 杉本 愛琳
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1397号
さいたま市見沼区東大宮4丁目27番地11 フラワーハイツ302
債務者 河口 香
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1398号
埼玉県春日部市緑町2丁目6番33号、旧住所
埼玉県春日部市新宿新田257番地7
債務者 西泊 武彦

1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第397号
相模原市中央区青葉2丁目11番2号
債務者 東 道子(旧姓横山)
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第415号
相模原市中央区上溝3839番地92
債務者 棚田 康利
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第430号
相模原市中央区矢部2丁目19番2号 ポルシェ矢部II103号
債務者 中山 純一
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第435号
相模原市中央区清新8丁目1番20号 シャルム相模原211
債務者 桐生智恵子
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第560号
埼玉県春日部市緑町2丁目6番33号、旧住所
埼玉県春日部市新宿新田257番地7
債務者 西泊 武彦
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第560号
埼玉県春日部市緑町2丁目6番33号、旧住所
埼玉県春日部市新宿新田257番地7
債務者 西泊 武彦
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第161号
愛知県一宮市森本1丁目14番21号 ハイツ森本B棟2001号
債務者 佐野 輝雄
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第379号
大阪府和泉市今福町2丁目9番9-203号
債務者 村井 久子
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第381号
大阪府岸和田市磯上町4丁目13番15-205号
債務者 森田のぶ子
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第384号
大阪府貝塚市浦田196番地2
債務者 坂本 仁
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第390号
大阪府泉大津市東助松町1丁目3番29号 助松ハイツB-303号
債務者 伊藤メリヤスこと 伊藤 獲
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第391号	大阪府泉大津市東助松町1丁目3番29号 助松ハイツB-303号 債務者 伊藤加代子 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第392号	代替住所A(旧住所 大阪市西成区玉出中2丁目15番22号 玉出駅前ビル3階) 債務者 大林 功明(旧姓塙本) 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第395号	大阪府岸和田市小松里町2188番地 パルファン小松里501号 債務者 黒川 貴由 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第82号	北海道旭川市旭町2条15丁目199番地の1 リブコート旭町101号、申立時の住所北海道旭川市旭町2条19丁目196番地の17 債務者 菅原 妙子(旧姓伊藤) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
	旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第213号	北海道旭川市旭町2条2丁目9番地の172 K'sハイツ 106号室 債務者 宮袋 市子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分
令和7年(フ)第219号	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5683号	北海道旭川市8条通16丁目80番地の3 コーポ8条207号室 債務者 星野 秀隆 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月11日午後1時20分
令和7年(フ)第5683号	旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5698号	東京都葛飾区東金町3丁目41-9-202 債務者 渡邊 一憲 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分
令和7年(フ)第5698号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5700号	東京都世田谷区東玉川2丁目41-5-102 債務者 橋田 文章 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時
令和7年(フ)第5700号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5726号	東京都板橋区前野町6丁目18-8-201 債務者 岡田 奈也 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時
令和7年(フ)第5726号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5729号	東京都練馬区北町2丁目26-16-108 債務者 塚原 治夫 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分
令和7年(フ)第5729号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5730号	東京都練馬区下石神井4丁目20-3-102 債務者 浅沼 敏一 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時
令和7年(フ)第5730号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5732号	東京都立川市高松町2丁目3-17-1102 債務者 若山 稔之 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時
令和7年(フ)第5732号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5735号	東京都足立区谷在家2丁目7-1 第三福音 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時
令和7年(フ)第5735号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5736号	東京都江東区猿江1丁目23-3-404 債務者 濱田 裕子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分
令和7年(フ)第5736号	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5739号 東京都西東京市南町2丁目4-5-102 債務者 日室 昌義 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第785号 福岡県中間市太賀1丁目12番8-501号 スカイタワー太賀、前住所福岡県中間市中尾3丁目5番35号 破産者 中井 達人 1 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで 2 一般調査期日 令和7年11月5日午後1時30分 令和7年8月20日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第5750号 東京都葛飾区東新小岩5丁目8-15 TOP 新小岩第1-101 債務者 熊 智広 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午前11時30分 令和7年8月21日 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第37号 大阪府羽曳野市はびきの4丁目20番9号、前住所大阪市東住吉区矢田5丁目12番7号 破産者 田野邊悦子 1 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午後2時 令和7年8月21日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第5778号 東京都大田区南六郷1丁目6-18 Route e 1 303 債務者 永井美和子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 2 一般調査期日 令和7年11月17日午後1時30分 令和7年8月20日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年(フ)第124号 大阪府泉南市信達市場1543番地の3、前住所大阪府阪南市鳥取754番地の30 破産者 畑中 秀昌 1 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午後2時 令和7年8月21日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第3495号 大阪府東大阪市額田町1番8号 大原マン ション 201号室 債務者 安川久美子(旧姓高木) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 2 一般調査期日 令和7年10月20日午後1時30分 令和7年8月21日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年(フ)第120号 宮崎市学園木花台北1丁目6番地14 破産者 有限会社オアシクリエイト 異議申述期間 令和7年10月3日まで 令和7年8月22日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第3495号 大阪府東大阪市額田町1番8号 大原マン ション 201号室 債務者 安川久美子(旧姓高木) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 2 一般調査期日 令和7年11月25日午前11時30分 令和7年8月21日 岐阜地方裁判所御嵩支部	小規模個人再生による再生手 続開始
令和7年(フ)第5737号 東京都江東区大島2丁目10-21-203 債務者 斎藤 千春	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 2 一般調査期日 令和7年11月25日午前11時30分 令和7年8月21日 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(再イ)第39号 相模原市南区相模台3丁目12番18号 再生債務者 有野 大輔 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月1日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第115号

千葉県船橋市松が丘3丁目16番12号
再生債務者 安達奈央子

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第118号

千葉県船橋市宮本6丁目32番3号
再生債務者 片桐直人

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第122号

千葉県市原市ちはら台東5丁目19番地8
サンコーポ千原台B-202
再生債務者 グリーン留佳

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第138号

千葉市花見川区朝日ヶ丘4丁目20番45号
再生債務者 平山悠輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第158号

愛知県瀬戸市西松山町4丁目1番地 ライオ
ンズマンション新瀬戸B-112
再生債務者 イワライライト工業こと 岩井茂男

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第187号

名古屋市中村区橋下町3番37号 シャイニー
橋下201号

- 再生債務者 蔦林 浩大
- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第202号

愛知県尾張旭市西大道町前田3837番地1
再生債務者 飯田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第43号

愛知県一宮市南郷町3丁目21番地1 イース
トコートA-103号

- 再生債務者 椎葉 康浩
- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令和7年9月25日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第20号

滋賀県近江八幡市中村町49番地3 (203号)
再生債務者 辰井 優

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第154号

札幌市北区あいの里1条3丁目6番12号
再生債務者 播磨 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月3日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第37号

神奈川県南足柄市飯沢33番地2

再生債務者 石井 信子

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月3日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第41号

愛媛県松山市空港通3丁目1番8号

再生債務者 上甲 真志

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年9月26日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第62号

岡山県赤磐市沢原242番地4

再生債務者 岡本 英明

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第74号

岡山県倉敷市串田953番地3

再生債務者 新谷 知也

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

仙台地方裁判所第4民事部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第76号

岡山市北区平田164番地108 シャトレ平田
402

再生債務者 武田 啓希

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月6日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第71号

北九州市小倉南区上葛原1丁目9番12-1003
号

再生債務者 園田 健二

- 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月1日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第60号

仙台市泉区鶴が丘1丁目6番地の9

再生債務者 鶩尾 祐介

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第74号

宮城県多賀城市新田字南関合32番地の30

再生債務者 山崎 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第10号 宮城県石巻市広瀬字町北93番地1 再生債務者 田中 郁也 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで 仙台地方裁判所石巻支部再生係 令和7年(再イ)第10号 福島県双葉郡富岡町中央3丁目172番地 再生債務者 品川 陽子 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで 福島地方裁判所いわき支部 令和7年(再イ)第43号 神奈川県藤沢市大鋸1072番地の10 市営緑ヶ丘住宅202号 再生債務者 松澤亜希子 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年(再イ)第15号 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣2416番地 再生債務者 高井 勇太 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月2日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部 令和7年(再イ)第22号 徳島県徳島市富田橋8丁目9番地の1 サンライト富田橋 701 再生債務者 立見 雅昭 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第61号 北九州市小倉北区下富野1丁目4番23-401号 再生債務者 小藤奈々江 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月2日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(再イ)第34号 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1395番地2 再生債務者 横田 憲司 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月24日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(再イ)第73号 東京都町田市野津田町3210番地30 再生債務者 八木原三雄 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間 令和7年(再イ)第26号 三重県三重郡菰野町大字小島417番地180 再生債務者 中村 譲 特別異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 令和7年8月22日 津地方裁判所四日市支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年(再イ)第167号 横浜市金沢区並木1丁目15番1-503号 再生債務者 藤本 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月21日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年(再イ)第136号 横浜市緑区北八朔町2194番地 6棟201号 再生債務者 小柳 由香	1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年(再イ)第11号 兵庫県たつの市龍野町末政164番地6 再生債務者 今井 克士 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月10日まで 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和7年(再イ)第20号 広島県福山市蔵王町2丁目13番3号 再生債務者 佐藤 博之 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月10日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年(再イ)第169号 神奈川県藤沢市湘南台4-9-4-104 再生債務者 久下真貴子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月21日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第194号 東京都台東区千束3-33-9-702 再生債務者 菅野 傑 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月21日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第224号 東京都板橋区仲町5-1-203 再生債務者 三宅 秀季 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月21日 東京地方裁判所民事第20部
---	---	--

令和7年(再イ)第19号
相模原市中央区矢部2丁目2番1-503号
再生債務者 山田 尚
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
10日まで
令和7年8月20日
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第7号
宮城県遠田郡美里町北浦字待江28番地8
再生債務者 佐藤 悠介
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第29号
埼玉県八潮市大字二丁目160番地 グリーン
パーク第6八潮402号室
再生債務者 大山 隆行
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第27号
川崎市多摩区宿河原7丁目8番16号 ジュネ
スエスティー 202
再生債務者 浅野 碧仁
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第6号
岐阜県可児市川合316番地6
再生債務者 ダローヴ アレクス ヌネスこと
NUNES DA ROSA ALEX
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(再イ)第113号
名古屋市中川区服部4丁目904番地 ルピナ
ス202号
再生債務者 中島 大介
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第8号
福島県二本松市細野80番地30
再生債務者 菅野 凌
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
12日まで
令和7年8月22日 福島地方裁判所

令和7年(再イ)第2号
群馬県伊勢崎市今泉町1丁目15番地2 ハイ
エスト モデッサ203
再生債務者 市川 拓也
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
12日まで
令和7年8月22日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第9号
群馬県藤岡市中813番地8
再生債務者 本吉 雄一
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
18日まで
令和7年8月21日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第101号
札幌市北区麻生町6丁目8番3-402号
再生債務者 芦田 大志
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
19日まで
令和7年8月22日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第110号
札幌市西区八軒1条西1丁目2番5-502号
再生債務者 北口 翔也
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
19日まで
令和7年8月22日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第9号
福島県いわき市平字正内町37番地 コーポ大
栄201
再生債務者 K R A I R I K S H P A N T H
I P (旧姓後藤)
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
19日まで
令和7年8月22日 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(再イ)第13号
福島県いわき市平南白土2丁目8番地の12
ブレッザみなみ102
再生債務者 江上 勝彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
19日まで
令和7年8月22日 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(再イ)第6号
滋賀県東近江市小脇町2335番地2
再生債務者 井手 直樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年8月21日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第8号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池525番地10
再生債務者 酒井 伸貴
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年8月21日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第15号
滋賀県東近江市八日市浜野町2番15号 十一
屋ブラウンシュガービル504号
再生債務者 加藤 岳
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年8月21日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第27号
北九州市戸畠区一枝2丁目1番1-103号
再生債務者 横田 昌紀
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9
月10日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
10日まで
令和7年8月20日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第38号
神戸市灘区千旦通3丁目6番3号
再生債務者 上原 孝裕
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9
月11日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第46号
岡山市中区福泊149番地16
再生債務者 西川 道之
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9
月11日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
11日まで
令和7年8月21日
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第2号 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原931番地 再生債務者 柴原 祥吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで 令和7年8月21日 岡山地方裁判所津山支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月19日まで 令和7年8月22日 神戸地方裁判所姫路支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月19日まで 令和7年8月22日 松山地方裁判所民事部 小規模個人再生による再生手続廃止	令和7年（再イ）第5号 熊本県宇城市松橋町曲野1879番地7 再生債務者 松浦 伸興 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第4号 愛媛県四国中央市金田町金川336番地の3 再生債務者 河村 美希 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで 令和7年8月21日 松山地方裁判所西条支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月12日まで 令和7年8月22日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係	令和7年（再イ）第34号 宮城県名取市みどり台3丁目3番地の6 再生債務者 加茂 智雄 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年8月21日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第10032号 東京都世田谷区北沢4-32-23-301 再生債務者 佐々木啓太 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月23日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第6号 愛媛県四国中央市妻鳥町1681番地4 メゾン・ド・仙波 201号 再生債務者 渡邊 雅樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで 令和7年8月21日 松山地方裁判所西条支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月18日まで 令和7年8月21日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第4号 静岡県磐田市岩井2352番地5 フェリシオン303号 再生債務者 日々谷直樹 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年8月22日 静岡地方裁判所浜松支部再生係 給与所得者等再生による再生手続開始	令和7年（再イ）第10号 広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号 再生債務者 武智 晃平 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで 広島地方裁判所民事第4部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再イ）第37号 北九州市若松区大池町13番8号 再生債務者 山浦 順一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで 令和7年8月21日 松山地方裁判所西条支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月19日まで 令和7年8月22日 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第2号 岡山県倉敷市東富井1005番地1 大高寮B-218 再生債務者 井上 愛翔 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月6日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年（再イ）第1号 神奈川県厚木市上落合502 レオパレスR I NKA203号室 再生債務者 渡邊 寿介 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月12日まで 令和7年8月22日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年（再イ）第30号 兵庫県姫路市飾磨区都倉3丁目32番地 メゾンヒカリ508 再生債務者 山下 尚美	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月19日まで 令和7年8月22日 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第28号 愛媛県松山市安城寺町889番地4 再生債務者 稲越富士雄	

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県那須郡那須町大字荒野字大ヶ谷三一九三番四他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

(甲) ブルーラインフラ19号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス19号一般社団法人
職務執行者 池田 卓也

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所
(乙) ブルーラインフラ15号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス15号一般社団法人
職務執行者 池田 卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道根室市光洋町五丁目七番における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

(甲) ブルーラインフラ20号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス20号一般社団法人
職務執行者 池田 卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二F青山国際税理士法人内
(乙) ブルーラインフラ10号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス10号一般社団法人
職務執行者 高木 康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が金融商品取引業において「セゾンポケット」の名称で顧客に提供している投資信託の販売事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二日であり、甲は会

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都文京区本郷五丁目一―KIHOU

U.S.E.二〇二 合同会社音羽総合研究所
代表社員 新妻 克洋

(甲) http://www.saison-am.co.jp

(乙) https://smartplus-sec.com

令和七年九月一日

東京都豊島区東池袋三丁目一番二号

(甲) セゾン投信株式会社
代表取締役 園部 鷹博

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号

(乙) 株式会社スマートプラス
代表取締役 小林 紀子

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号

(甲) 株式会社Aid Works
代表社員 手塚 和義

東京都狛江市中和泉四丁目一九番一二号

(乙) 合同会社Aid Works
代表社員 手塚 和義

東京都渋谷区中和泉四丁目一九番一二号

(甲) 株式会社Aid Works
代表社員 手塚 和義

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都新宿区西新宿三丁目一―九一七

○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表社員 福田 智史

(甲) https://www.daichi-koutsu.co.jp/index.html

(乙) 京都第一交通株式会社
代表取締役 芝辻 徹

令和七年九月一日

京都市伏見区下鳥羽東岸川町五四番地

(甲) 第一交通株式会社
代表取締役 芝辻 徹

令和七年九月一日

兵庫県芦屋市宮塚町一〇番八号

(甲) 合同会社Han a Communityケーシヨンズ
代表社員 花嶋ゆかり

令和七年九月一日

令和七年九月一日
徳島県阿南市下大野町松ノ本一〇一

農事組合法人お山の大将
理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月一日

東京都渋谷区中和泉四丁目一九番一二号

(甲) 株式会社Aid Works
代表社員 手塚 和義

令和七年九月一日

千葉県鎌ヶ谷市軽井沢二〇八九番地七

(甲) 日本メタルプリント株式会社
代表取締役 大塚たまみ

令和七年九月一日

令和七年九月一日
東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一二号七F
○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表社員 福田 智史

農事組合法人お山の大将

理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とす

ることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

https://www.kscfoodscs.co.jp/news.html

令和七年九月一日

東京都豊島区東池袋二丁目二九番七号

(甲) キスコフーズ株式会社
代表取締役 久世 真也

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千六百三万二千六百五十二円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

https://allesgood.jp/

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一二号七F
○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表取締役 勝見 仁泰

農事組合法人お山の大将

理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千六百三万二千六百五十二円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

https://allesgood.jp/

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一二号七F
○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表取締役 勝見 仁泰

農事組合法人お山の大将

理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千六百三万二千六百五十二円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

https://allesgood.jp/

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一二号七F
○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表取締役 勝見 仁泰

農事組合法人お山の大将

理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千六百三万二千六百五十二円減少し一億円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

https://allesgood.jp/

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番一二号七F
○二号 F.K.D. SHOP 合同会社
代表取締役 勝見 仁泰

農事組合法人お山の大将

理事 豊崎 篤志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千円とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

鹿児島県姶良市松原町二丁目三番地一六

有限公司井上家具店 取締役 井ノ上一郎

準備金の額の減少公告

当社は、令和 7 年 8 月 29 日を効力発生日とする株式会社広岡組との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡三二三番地一 代表取締役 星 寿志

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡三二三番地一 代表取締役 星 寿志

準備金の額の減少公告

当社は、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和 7 年 9 月 1 日

岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡三二三番地一 代表取締役 星 寿志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千二百二十万円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

福島県郡山市谷町五番四二号 代表取締役 大高興業株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万円、資本準備金の額を九千九百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

福島県郡山市谷町五番四二号 代表取締役 大高耕一路

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万円、資本準備金の額を九千九百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 9 月 1 日

北海道小樽市山田町六番一〇号 株式会社荒幸男佛檀店 代表取締役 荒田美由紀

<https://www.asahikiko.jp/>

令和 7 年 9 月 1 日

福島県石川郡石川町大字中野字吹上五七番地 朝日機工株式会社 代表取締役 大塚 浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

当社は、令和 7 年 9 月 16 日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和 7 年 10 月 3 日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

限定承認公告

本籍地奈川県小田原市栄町一丁目五〇八番地、最後の住所東京都北区赤羽北三丁目六番一一一〇四号 被相続人 死 田近良雄

右被相続人は令和 7 年 1 月 18 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 18 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目一二番二号 相続財産清算人 新村 浩一

令和 7 年 9 月 1 日 二二二〇二号 被相続人 死 西田 孝治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和 7 年 9 月 1 日 埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目四〇番二二一四一九号 相続財産清算人 西田 健治

右被相続人は令和 7 年 5 月 31 日死亡し、その相続人は令和 7 年 8 月 25 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。